

## 告示

### 埼玉県告示第二十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和二年一月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）和光市南口駅ビル

埼玉県和光市本町四―六

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 和光市産業振興条例の趣旨理解と施策への協力

和光市産業振興計画の規定に基づき、次の事項についてご協力をお願いします。

① 条例では、市内事業者の責務（努力義務）として「地域貢献」、「企業市民活動への参画」及び「商工会への加入」を定めています。条例の趣旨をご理解いただき、地域における産業振興施策に積極的に参画してください。

② 地域経済の活性化及び地域社会の発展のため、和光市が行う「企業市民活動」に積極的に参画してください。

③ 和光市商工会への加入をご検討いただくとともに、商工会が行う事業等に対する積極的なご協力をお願いします。

(2) 和光産農産物の取り扱い

農業・商業振興及び地産地消の推進等のため、和光市内で生産された農産物を商品として取扱うこと、商品の材料として使用すること及び市内産農産物のPRにご協力をお願いします。

(3) 営業活動に伴い発生する騒音・振動等による周辺地域の生活環境への影響を最小限に抑えてください。

(4) 騒音規制法・振動規制法に基づく特定施設（室外機や送風機など）に該当するか確認し、該当する場合には届出を行うようお願いいたします。

(5) 駐車場への出入場及び資材の搬入等で駐停車する場合は、車両のエンジンを止めるほか、話し声、ラジオの音などが近隣の住民等の迷惑にならないように配慮をお願いします。

(6) 周辺住民への情報提供や意思の疎通に努め、苦情があった場合には誠意を

持って速やかな対応をお願いします。

(7) まちづくりへの協力

① 隣接する駅前広場を会場とした、市及びその他の公的機関が実施する各種イベントへの協力を努めてください。

② 地域自治会への加入及び近隣自治体が実施する祭りや各種イベント、その他の地域の社会貢献活動の協力を努めてください。

③ 和光市自治会連合会が実施する自治会優待カード、市内一斉清掃、防犯パトロール及びその他の地域の社会貢献活動の協力を努めてください。

(8) 生徒指導について

① 子供たちの健全育成について

子供たちのいじめや非行防止、健全育成等について、学校や教育委員会、警察等関係機関との連携にご協力をお願いします。

・ 施設内及び施設近隣における子供の見守りや非行・犯罪の未然防止と啓発、子供が安心して過ごすことができる環境づくりをお願いします。

・ 学校や関係機関等で駅周辺の街頭補導活動を行う場合は、ビル内の立ち入り等について、協力をお願いします。

・ いじめや非行問題行動を発見した場合は、学校や教育委員会、警察等関係機関に対し、情報を提供していただくようお願いします。

② 子供たちの教育活動について

学校では、子供たちの力を伸ばすために、社会との連携及び協働による「社会に開かれた教育課程」が重要となり、子供たちが、他者と協働して課題を解決したり、キャリア教育の視点から、具体的な体験を活動する機会を設けたいと思っております。

そのため、小学校では市内の様子を学習するために様々な施設を訪問する社会科見学を実施したり、中学校では職業観を育むために、職業体験学習を実施しております。

これらの学習に関して、学校から要望があった場合、可能な範囲で結構ですので受け入れの検討をお願いします。

(9) 車両出入りによる道路渋滞を抑制するために、誘導員を配置する位置・人数・時間を検討してください。(特に通勤・通学時間帯)

(10) 利用車、搬入車両の生活道路への侵入を防止するように、看板設置等の対策を検討してください。

(11) 身障者用駐車場利用時、敷地内の車両通行効率が低下しないか検討してください。

二 縦覧期間

令和二年一月十四日から令和二年二月十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター